

都市再生整備計画(第3回変更)

にほんばしいちのぶちく
日本橋一之部地区

東京都 中央区

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	東京都	市町村名	中央区	地区名	日本橋一之部地区	面積	42.2 ha
計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度	交付期間	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度				

目標
「にぎわいが世代を超えてつながるまち」の実現

目標設定の根拠

<まちづくりの経緯及び現状>
日本橋一之部地区は、江戸期以来、日本の経済・文化の中心的な役割を担い続けてきた金融・創業関連施設、時代の変化に対応しつつ伝統を受け継いできた老舗店舗等が共存してきた地域である。近年では、中央通りと日本橋川に沿って、面的に大規模プロジェクトが連担することで、商業・業務機能と居住機能が適切に調和した、活力ある都心複合機能の更新が進められており、国際金融・業務拠点や国際的な観光エリアの形成を担う地区として期待が寄せられている。また、地域のまちづくり組織が主体の活動を展開するなど、地域固有の魅力向上に向けたまちづくりの機運が高まってきているところである。さらに、かつてにぎわいを生み出していた日本橋川の再生が目が向けられ、その河川空間を生かした魅力的なまちづくりを実現するための再開発事業も進められている。こうした日本橋一之部地区における様々なまちづくりの取組を、地域が連携し一体的に推進していくため、都市再生整備計画を策定する。

<まちづくりの経緯詳細>
(1) 古くから日本の経済・文化の中心地
●本地区は、江戸五街道の起点を有する日本橋地域にあり、江戸期以来、日本の経済・文化の中心を担い、都市機能を支える幹線道路や公共交通等の卓越した都市基盤を生かしながら、地区内の通りの性格に応じて、業務・商業施設や個別の老舗店舗、歴史的建築物、住宅等が共存してきた地区である。
(2) 都市再生緊急整備地域の指定と複合機能集積地の形成への期待
●本地区は、2002年に都市再生緊急整備地域(東京都心・臨海地域)に指定されており、地域整備方針では老朽建築物の機能更新や土地の集約化等により、歴史と文化を生かした風格ある街並みを形成しつつ、国際的な業務・金融・商業機能や、高度な業務支援・生活支援機能等が適切に調和した魅力ある複合機能集積地を形成することとされている。
(3) 地域のエアーマネジメント活動の展開
●都市再生特別地区(日本橋室町東地区)の開発に合わせて整備された、江戸桜通り地下歩道(中央区道)の管理・運営のため、2014年に一般社団法人日本橋室町エリアマネジメントが設立され、まちづくり活動が開始された。
●2016年には、国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例により、日本橋室町通りと江戸桜通り地下歩道において、国家戦略道路占用事業が認定された。以来、日本橋一之部地区を中心に、公共空間広告活用事業やイベント・プロモーション事業等、各種取組を展開している。
●2020年に一般社団法人日本橋室町エリアマネジメントから、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定申請を受け、区が指定した。
(4) 日本橋一之部地区のデザイン協議会・デザインルールの取り決め
●2014年から、当地区の各町会代表により構成される地元主体のまちづくり協議会が設立され、2015年に『日本橋一之部まちづくりビジョン』が取りまとめられた。このビジョンを実現する方法として、2019年に日本橋一之部デザイン協議会が設立され、中央区市街地開発事業指導要綱第2条第1項第11号に規定する、まちづくり協議組織に指定した。
●当地区では街のデザインルールに関する協定事項を示した『室一本一地区デザインルール』も取りまとめられており、先行運用地区を対象に、街の風景・地域文化に影響を及ぼす建築計画については、デザイン協議会へ事前に協議することとしている。
(5) 日本橋川沿いエリアの再生機運の高まり
●都心における貴重な自然資源である日本橋川に沿ったエリアで、首都高速道路の地下化により日本橋川に空を取り戻すとともに、その河川空間を生活かした魅力あるまちづくりを実現するための検討など、様々な取組が展開されている。2017年に、区は『日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2017』を策定(2021年に変更)し、日本橋川の再生に伴う水辺景観や、水辺のネットワーク形成を目指し、地区間で緊密な連携を図ることとしている。
(6) 日本橋室町一丁目地区における再開発
●2019年10月、国家戦略特別区域法に基づき、日本橋室町一丁目地区第一種再開発事業が都市計画決定された。東京圏の区域計画では、当地区に位置する都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)として、創業ビジネス支援機能等の整備による国際競争力の高いライフサイエンスビジネス拠点の形成及び日本橋地域の歴史・文化を踏まえた水辺の賑わい創出が位置づけられている。
●2022年度の着工から、2028年度にかけて、ライフサイエンス産業拠点や国際水準の居住施設、日本橋川沿いの連続的な水辺空間、回遊を促す歩行者基盤等を整備する予定である。

<課題>
(1) 日本橋一之部地区の「面的なまちづくりの連携(空間軸)
●日本橋一之部地区では、中央通りを中心として、市街地再開発事業やまちづくり組織の取組により、「面的なまちづくり」が展開している。今後、民間開発による整備空間や公共の道路空間を活用し、大通りとそれに隣接する路地との回遊性を高め、「面的なまちづくり」に係る様々な取組を連携させながら、展開していくことが必要である。
(2) 再開発の事業進捗に合わせ、中央通りや水辺から街なかの路地まで人の流れを引き込み施策の実施(時間軸)
●本地区に展開される高いは時代を超えて面々と引き継がれるとともに空間平面的にも連続する広がりを持っており、そのつながりを礎とした、まち歩きをさらに楽しめるまちを目指すためには、時代の重なりを感じられる風景として川辺空間をつなぐ通りを整備する必要がある。
●日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業にかかる工事により、中央通りとその隣接エリアでは、2022年から2026年にかけて一時的に迂回が必要となり、地区の回遊性に大きく影響することから、再開発事業に隣接する『室一本一地区デザインルール』の先行運用地区をはじめとした再開発工事の影響を受ける範囲において、人の流れを引き込むための施策が急務である。
(3) 来街者の多様なニーズに対応する滞在空間の整備(人間軸)
●日本橋一之部地区には、多様な人が住み、働き、来訪することから、様々なライフスタイルやニーズに応えられる快適な空間を整備することが必要である。

<将来ビジョン(中長期)>
大目標:「にぎわいが世代を超えてつながるまち」の実現(※当計画対象地域である、日本橋一之部のまちづくりビジョンの目標)
将来ビジョン①: まち歩きの魅力を高め、賑わいの連鎖を生み出す空間を形成する。(空間軸)
将来ビジョン②: 江戸の拠点から日本の中心へと歩み続ける、時代の重層性を感じる風景を形成する。(時間軸)
将来ビジョン③: 滞在者が多様なライフスタイルを展開する空間を形成する。(人間軸)

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
三越駅前の乗降人員数	人/日	三越駅前の1日当たりの乗降人員数(銀座線⇄半蔵門線間の乗換人員を含まない)	魅力的な路地の整備やデジタルサイネージとフラッグによる宣伝・広告、各種イベントの開催などの取組により、街に来訪する人を増やし、にぎわいの創出を図る。	133,564人/日	2019年度	160,277人/日	2026年度
イベントスペースの年間利用件数	件/年	都市再生推進法人により管理されるイベントスペースにおいて、各種団体の実施している年間のイベント件数	にぎわいを生み出す仕掛けとなるイベントスペースの運営により、街中のにぎわいの創出を図る。	30件/年	2019年度	60件/年	2026年度
若年世代の交通量割合(20代~30代)	%	来街者のGPSデータおよび基地局データの統合データを活用した、休日における世代別交通量割合	魅力的なイベントの企画、様々な媒体での情報発信を通じて、主に20代~30代の若年層割合の向上を目指し、世代別交通量割合を調査をすることで、定量化を行う。	17.8%	2021年度	26.7%	2026年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>本地区では、中央通りを中心とした市街地再開発事業やまちづくり組織の取組により、「面」的なまちづくりが展開している。また、その周辺では老舗店舗等の個別建物が建ち並び、伝統と革新が入り混じる日本橋らしい街並みを形成しつつある。</p> <p>地区内の住民、就業者、来訪者等の多種多様な人々のライフスタイルに合わせた歩行者ネットワークを形成していくため、特に『室一本一地区デザインルール』の先行運用地区において滞在快適性等向上区域を設定し、まちの賑わいと快適に過ごせる空間を整備する。</p>	<p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高質空間形成施設(緑化施設等(道路の舗装整備:日本橋室町一丁目地内路地))
<p>その他</p> <p><まちづくりの住民参加></p> <p>【日本橋一之部デザイン協議会による一体感のある街並み形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中央区市街地開発事業指導要綱の規定に基づくまちづくり協議組織として日本橋一之部デザイン協議会(各町・自治協会により構成)を指定し、本協議会において『室一本一地区デザインルール』を作成している。 ●日本橋一之部連合町会のエリアでは、建築物等の新築・増築・改築・大規模修繕や店舗ファサードの改築(看板等を含む)等の際、日本橋一之部デザイン協議会との事前協議を行うことを要請し、地元代表者等を中心に景観等に配慮したまちづくりを推進している。 <p><官民連携事業(既存事業)></p> <p>【道路占用の特例によるイベント事業を通じた街の賑わい創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例により、国家戦略道路占用事業の認定を受けた日本橋室町仲通り、江戸桜通り地下歩道において、一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント(都市再生推進法人)を中心に、街全体の賑わい醸成に寄与するような「展示会」「マルシェ」「フェス」「沿道樹木等の装飾ライトアップ」等、多様なイベント事業を展開している。 <p>【フラッグ事業による隣接エリアと連携した賑わい創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント(都市再生推進法人)が、室町大通会による中央通り街路灯掲出のフラッグ販売(東京都が実施する商店街フラッグ事業)の事務局を受託し、中央通り(日本橋室町四丁目～日本橋北詰)において、周辺地域と連携しながら、まちの賑わいや一体感を創出するため、街路フラッグの管理・運営を行っている。 <p><官民連携事業(将来的な取組構想)></p> <p>以下について、実現の可否も含めて検討していく。</p> <p>【既存事業の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例制度、都市利便増進協定制度を活用し、既存のフラッグ事業、沿道樹木等の装飾ライトアップ事業の実施範囲を拡大、期間を延長し、さらなる賑わいの創出を図る。 <p>【駐輪場マネジメントと次世代モビリティによる来街者の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋一之部地区では、大型商業施設の駐輪場が混雑する一方、隣接エリアの民間駐輪場では空きが発生している。そのため、周辺の民間駐輪場と連携し、駐輪場所を誘導するためのシステムの構築を検討する。 ●日本橋一之部地区における来街者の利便性を高めるため、区のコミュニティサイクル事業と連携したサイクルポートの設置、また、次世代モビリティポートの設置・運営を行う。 <p>【歩行者天国の拡張と共同荷捌き場の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋室町仲通りの歩行者天国(11時～20時の間、車両通行止め)の拡張を検討する。歩行者天国の拡張に合わせ、エリアの物流を円滑化することを目的として、共同荷捌き場の設置についても検討する。 <p>【快適な滞在空間を提供するパークレットの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車道空間の一部を休憩や飲食、展示スペース等に転用することで、日本橋一之部地区に滞在する人々に対する快適性を高めるための空間づくりを行う。 <p>【沿道屋台の設置による食文化の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋一之部地区の路地や日本橋川沿いの歩行者滞留空間において、飲食屋台を設置するイベントを開催し、日本橋における食文化の発信を行う。 	

日本橋一之部地区(東京都中央区)	面積 42.2(2.7) ha	区域 日本橋本石町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、日本橋室町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、日本橋本町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
------------------	-----------------	--



ウォークアブル推進計画(第3回変更)

にほんばしいちのぶちく
日本橋一之部地区

三井不動産株式会社

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	東京都	市町村名	ちやうぶらく 中央区	地区名	にほんばしいちのぶ 日本橋一之部地区	面積	42.2 ha
計画期間	令和 4 年度 ~	令和 8 年度	交付期間	令和 4 年度 ~	令和 8 年度		

目標
「にぎわいが世代を超えてつながるまち」の実現

目標設定の根拠

<まちづくりの経緯及び現況>
日本橋一之部地区は、江戸期以来、日本の経済・文化の中心的な役割を担い続けてきた金融・創業関連施設、時代の変化に対応しつつ伝統を受け継いできた老舗店舗等が共存してきた地域である。近年では、中央通りと日本橋川に沿って、面的に大規模プロジェクトが連担することで、商業・業務機能と居住機能が適切に調和した、活力ある都心複合機能の更新が進められており、国際金融・業務拠点や国際的な観光エリアの形成を担う地区として期待が寄せられている。また、地域のまちづくり組織が主体の活動を展開するなど、地域固有の魅力向上に向けたまちづくりの機運が高まってきているところである。さらに、かつてにぎわいを生み出した日本橋川の再生に目が向けられ、その河川空間を生かした魅力的なまちづくりを実現するための再開発事業も進められている。こうした日本橋一之部地区における様々なまちづくりの取組を、地域が連携し一体的に推進していくため、都市再生整備計画を策定する。

<まちづくりの経緯詳細>
●本地区は、江戸五街道の起点を有する日本橋地域にあり、江戸期以来、日本の経済・文化の中心を担い、都市機能を支える幹線道路や公共交通等の卓越した都市基盤を生かしながら、地区内の通りの性格に応じて、業務・商業施設や個別の老舗店舗、歴史的建築物、住宅等が共存してきた地区である。

(2) 都市再生緊急整備地域の指定と複合機能集積地の形成への期待
●本地区は、2002年に都市再生緊急整備地域(東京都心・臨海地域)に指定されており、地域整備方針では老朽建築物の機能更新や土地の集約化等により、歴史と文化を生かした風格ある街並みを形成しつつ、国際的な業務・金融・商業機能や、高度な業務支援・生活支援機能等が適切に調和した魅力ある複合機能集積地を形成することとされている。

(3) 地域のエアーマネジメント活動の展開
●都市再生特別地区(日本橋室町東地区)の開発に合わせて整備された、江戸桜通り地下歩道(中央区道)の管理・運営のため、2014年に一般社団法人日本橋室町エアーマネジメントが設立され、まちづくり活動が開始された。
●2016年には、国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例により、日本橋室町通りと江戸桜通り地下歩道において、国家戦略道路占用事業が認定された。以来、日本橋一之部地区を中心に、公共空間広告活用事業やイベント・プロモーション事業等、各種取組を展開している。
●2020年に一般社団法人日本橋室町エアーマネジメントから、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定申請を受け、区が指定した。

(4) 日本橋一之部地区のデザイン協議会・デザインルールの取り決め
●2014年から、当地区の各町会代表により構成される地元主体のまちづくり協議会が設立され、2015年に『日本橋一之部まちづくりビジョン』が取りまとめられた。このビジョンを実現する方法として、2019年に日本橋一之部デザイン協議会が設立され、中央区市街地開発事業指導要綱第2条第1項第11号に規定する、まちづくり協議組織に指定した。
●当地区では街のデザインルールに関する協定事項を示した『室一本一地区デザインルール』も取りまとめられており、先行運用地区を対象に、街の風景・地域文化に影響を及ぼす建築計画については、デザイン協議会へ事前に協議することとしている。

(5) 日本橋川沿いエリアの再生機運の高まり
●心における貴重な自然資源である日本橋川に沿ったエリアで、首都高速道路の地下化により日本橋川に空を取り戻すとともに、その河川空間を生活かした魅力あるまちづくりを実現するための検討など、様々な取組が展開されている。2017年に、区は『日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2017』を策定(2021年に変更)し、日本橋川の再生に伴う水辺景観や、水辺のネットワーク形成を目指し、地区間で緊密な連携を図ることとしている。

(6) 日本橋室町一丁目地区における再開発
●2019年10月、国家戦略特別区域法に基づき、日本橋室町一丁目地区第一種再開発事業が都市計画決定された。東京圏の区域計画では、当地区に位置する都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)として、創業ビジネス支援機能等の整備による国際競争力の高いライフサイエンスビジネス拠点の形成及び日本橋地域の歴史・文化を踏まえた水辺の賑わい創出が位置づけられている。
●2022年度の着工から、2028年度にかけて、ライフサイエンス産業拠点や国際水準の居住施設、日本橋川沿いの連続的な水辺空間、回遊を促す歩行者基盤等を整備する予定である。

<課題>

(1) 日本橋一之部地区の「面」的なまちづくりの連携(空間軸)
●日本橋一之部地区では、中央通りを中心として、市街地再開発事業やまちづくり組織の取組により、「面」的なまちづくりが展開している。今後、民間開発による整備空間や公共の道路空間を活用し、大通りとそれに隣接する路地との回遊性を高め、「面」的なまちづくりに係る様々な取組を連携させながら、展開していく必要がある。

(2) 再開発の事業進捗に合わせ、中央通りや水辺から街なかの路地まで人の流れを引き込み施策の実施(時間軸)
●本地区に展開される高いは時代を超えて面々と引き継がれるとともに空間平面的にも連続する広がりを持っており、そのつながりを礎とした、まち歩きをさらに楽しめるまちを目指すためには、時代の重なりを感じられる風景として川辺空間をつなぐ通りを整備する必要がある。
●日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業にかかる工事により、中央通りとその隣接エリアでは、2022年から2026年にかけて一時的に迂回が必要となり、地区の回遊性に大きく影響することから、再開発事業に隣接する『室一本一地区デザインルール』の先行運用地区をはじめとした再開発工事の影響を受ける範囲において、人の流れを引き込むための施策が急務である。

(3) 来街者の多様なニーズに対応する潜在空間の整備(人間軸)
●日本橋一之部地区には、多様な人が住み、働き、来訪することから、様々なライフスタイルやニーズに応えられる快適な空間を整備することが必要である。

<将来ビジョン(中長期)>
大目標:「にぎわいが世代を超えてつながるまち」の実現(※当計画対象地域である、日本橋一之部のまちづくりビジョンの目標)
将来ビジョン①: まち歩きの魅力を高め、賑わいの連鎖を生み出す空間を形成する。(空間軸)
将来ビジョン②: 江戸の拠点から日本の中心へと歩み続ける、時代の重層性を感じる風景を形成する。(時間軸)
将来ビジョン③: 潜在者が多様なライフスタイルを展開する空間を形成する。(人間軸)

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
三越駅前の乗降人員数	人/日	三越駅前の1日当たりの乗降人員数(銀座線⇄半蔵門線間の乗換人員を含まない)	魅力的な路地の整備やデジタルサイネージとフラッグによる宣伝・広告、各種イベントの開催などの取組により、街に来訪する人を増やし、にぎわいの創出を図る。	133,564人/日	2019年度	160,277人/日	2026年度
イベントスペースの年間利用件数	件/年	都市再生推進法人により管理されるイベントスペースにおいて、各種団体の実施している年間のイベント件数	にぎわいを生み出す仕掛けとなるイベントスペースの運営により、街中のにぎわいの創出を図る。	30件/年	2019年度	60件/年	2026年度
若年世代の交通量割合(20代~30代)	%	来街者のGPSデータおよび基地局データの統合データを活用した、休日における世代別交通量割合	魅力的なイベントの企画、様々な媒体での情報発信を通じて、主に20代~30代の若年層割合の向上を目指し、世代別交通量割合を調査をすることで、定量化を行う。	17.8%	2021年度	26.7%	2026年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>本地区では、中央通りを中心とした市街地再開発事業やまちづくり組織の取組により、「面」的なまちづくりが展開している。また、その周辺では老舗店舗等の個別建物が建ち並び、伝統と革新が入り混じる日本橋らしい街並みを形成しつつある。</p> <p>地区内の住民、就業者、来訪者等の多種多様な人々のライフスタイルに合わせた歩行者ネットワークを形成していくため、特に『室一本一地区デザインルール』の先行運用地区において滞在快適性等向上区域を設定し、まちの賑わいと快適に過ごせる空間を整備する。</p>	<p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高質空間形成施設(緑化施設等(道路の舗装整備:日本橋室町一丁目地内路地))
<p>その他</p> <p><まちづくりの住民参加></p> <p>【日本橋一之部デザイン協議会による一体感のある街並み形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中央区市街地開発事業指導要綱の規定に基づくまちづくり協議組織として日本橋一之部デザイン協議会(各町・自治協会により構成)を指定し、本協議会において『室一本一地区デザインルール』を作成している。 ●日本橋一之部連合町会のエリアでは、建築物等の新築・増築・改築・大規模修繕や店舗ファサードの改築(看板等を含む)等の際、日本橋一之部デザイン協議会との事前協議を行うことを要請し、地元代表者等を中心に景観等に配慮したまちづくりを推進している。 <p><官民連携事業(既存事業)></p> <p>【道路占用の特例によるイベント事業を通じた街の賑わい創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例により、国家戦略道路占用事業の認定を受けた日本橋室町仲通り、江戸桜通り地下歩道において、一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント(都市再生推進法人)を中心に、街全体の賑わい醸成に寄与するような「展示会」「マルシェ」「フェス」「沿道樹木等の装飾ライトアップ」等、多様なイベント事業を展開している。 <p>【フラッグ事業による隣接エリアと連携した賑わい創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント(都市再生推進法人)が、室町大通会による中央通り街路灯掲出のフラッグ販売(東京都が実施する商店街フラッグ事業)の事務局を受託し、中央通り(日本橋室町四丁目～日本橋北詰)において、周辺地域と連携しながら、まちの賑わいや一体感を創出するため、街路フラッグの管理・運営を行っている。 <p><官民連携事業(将来的な取組構想)></p> <p>以下について、実現の可否も含めて検討していく。</p> <p>【既存事業の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例制度、都市利便増進協定制度を活用し、既存のフラッグ事業、沿道樹木等の装飾ライトアップ事業の実施範囲を拡大、期間を延長し、さらなる賑わいの創出を図る。 <p>【駐輪場マネジメントと次世代モビリティによる来街者の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋一之部地区では、大型商業施設の駐輪場が混雑する一方、隣接エリアの民間駐輪場では空きが発生している。そのため、周辺の民間駐輪場と連携し、駐輪場所を誘導するためのシステムの構築を検討する。 ●日本橋一之部地区における来街者の利便性を高めるため、区のコミュニティサイクル事業と連携したサイクルポートの設置、また、次世代モビリティポートの設置・運営を行う。 <p>【歩行者天国の拡張と共同荷捌き場の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋室町仲通りの歩行者天国(11時～20時の間、車両通行止め)の拡張を検討する。歩行者天国の拡張に合わせ、エリアの物流を円滑化することを目的として、共同荷捌き場の設置についても検討する。 <p>【快適な滞在空間を提供するパークレットの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車道空間の一部を休憩や飲食、展示スペース等に転用することで、日本橋一之部地区に滞在する人々に対する快適性を高めるための空間づくりを行う。 <p>【沿道屋台の設置による食文化の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本橋一之部地区の路地や日本橋川沿いの歩行者滞留空間において、飲食屋台を設置するイベントを開催し、日本橋における食文化の発信を行う。 	

ウォーカブル推進計画の添付書類等

交付対象事業別概要

にほんばしいちのぶちく
日本橋一之部地区（東京都中央区）

活用する事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	
コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>
経過措置	<input type="checkbox"/>
まちなかウォーカブル推進事業	
コンパクトシティ支援型	<input checked="" type="checkbox"/>
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>

交付限度額算定表(その1)

日本橋一之部地区(東京都中央区)

様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	120.0 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	488,681.0 百万円	X≦Yゆえ、本計画における交付限度額	120.0 百万円
-----------------------------	-----------	-----------------------	---------------	--------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au 168,800 m²

公共施設の上限整備水準			
区域面積(m ²)		422,000	
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	区域の面積が10ha未満の地区	0.50	
	最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45	
	その他の地域	0.40	

Cl 48,602,000 円/m²

単位面積あたりの標準的な用地費	
標準地点数	5
公示価格の平均値(円/m ²)	4,250,000
単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	0.280
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf 23,000 円/m²

控除額 0 百万円

都市再生整備計画関連事業とは別に国庫補助事業等により整備する施設		
施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap 148,700 m²

公共施設の現況整備水準		
整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定		
推定現況整備水準(小数第2位まで)		
推定公共施設面積(m ²)	0	
個別公共施設の積み上げ		
	面積(m ²)	割合
道路	146,000	0.35
公園	2,700	0.01
広場	0	0
緑地	0	0
公共施設合計	148,700	0.35

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1) 488,681 百万円

ΣCn 0 円

下水道	
区域面積(m ²)	422,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物) 0 円

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	4,630,000

調整池 0 円

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川 0 円

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設 0 円

建設予定戸数(戸)		
	超高層	
	一般	
	合計	0
標準整備費(円/戸)		
	超高層	一般
北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
特別地区	49,120,000	35,690,000
大都市地区	37,170,000	30,180,000
多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
奄美地区	39,520,000	35,640,000
沖縄地区	30,280,000	30,280,000
一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物 0 円

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等 0 円

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤 0 円

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等 0 円

大規模構造物等		
協議状況	整備費(円)	

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2) 488,681 百万円

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	百万円
-----------	-----

<都市再生整備計画事業>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X3)	120.0 百万円
-----------	-----------

<交付限度額算定表>

交付限度額算定表(その2)(まちなかウォーカーブル推進事業)

日本橋一之部地区(東京都中央区)

様式(2)-④-3

社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(百万円単位)

単位:百万円

○交付対象事業費(必ず入力) (百万円) (百万円)

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	240.000	A (事業費)	1)式で求まる額(5/10*(A+B))	120.000	①(国費)
	提案事業合計(B)	0.000	B (事業費)	2)式で求まる額(5/8*A)	150.000	②(国費)
	合計(A+B)	240.000	(事業費)	上記①、②の小さい方	120.000	③(国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.000		国費率(③÷(A+B))	0.500	④(国費率)

○交付限度額、国費率の算出

交付対象事業費(A+B)	240.0	(事業費)	社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による交付限度額(⑬を1万円の位を切り捨て)	120.0	⑬(国費)
			国費率	0.500	⑭(国費率)

※平成20年補正予算地区及び経過措置適用地区については、各計算用シートで算出された交付限度額と一致していることを確認して下さい。

年次計画(まちなかウォークアブル推進事業)

様式(2)-5-3
(事業費:百万円)

基幹事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業	細項目								
道路									
公園									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設		日本橋室町一丁目地内路地	三井不動産株式会社	240	80	0	40	60	60
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
街なみ環境整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
滞在環境整備事業									
計画策定支援事業									
計				240	80	0	40	60	60
提案事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和4 年度	令和 5年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業	細項目								
地域創造 支援事業									
事業活用 調査									
まちづくり活動 推進事業									
計				0	0	0	0	0	0
合計				240	80	0	40	60	60
累計進捗率 (%)					33.3%	33.3%	50.0%	75.0%	100.0%
(参考)関連事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業									
合計				0	0	0	0	0	0
累計進捗率 (%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

目次へ戻る

高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	規模 (箇所数、延長等)	概要 (整備内容等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・ 補償費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等)	日本橋室町一丁目路地道路空間(道路舗装)	三井不動産株式会社	8箇所		240			240	
電線類地下埋設施設									
電柱電線類移設									
地域冷暖房施設							-	-	
歩行支援施設、障害者誘導施設等									
公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設									
合計	-	-	-						

- ・「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)
- ・「電線類地下埋設施設」は、備考欄に地中化の方式(自治体管路等)を記入。
- ・「緑化施設等」及び「電線類地下埋設」について、道路区域内で整備する場合は、備考欄に道路の都市計画決定の有無、道路の改築を伴うか否かを記入。
- ・「緑化施設等」について、施設名欄、概要欄に整備内容を具体的に記入。
- ・「電柱電線類移設」を実施する場合には、歴史的風致維持向上計画の当該事業が記載されている箇所及び都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であることがわかる図面を添付してください。
- ・「緑化施設等」の土塁・堀跡について、次の3点がわかる内容の記入や資料の添付してください。
 - ①文化財保護法第109条第1項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。
 - ②歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画に位置付けられていること
 - ③都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね2/3以上であること

